

カトリック河原町教会小教区評議会規約

第1条 名 称

この会は、カトリック河原町教会小教区評議会（以下河原町教会評議会という）と称する。

第2条 目 的

カトリック河原町教会（以下河原町教会という）がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うために設置する。

第3条 任 務

「河原町教会評議会」は河原町教会共同体の中にあって、その一部として、教会の必要かつ円滑な運営のための調整や、審議と諮問機関の役割を果たす。

第4条 主 宰

京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団（司教から任命された修道者を含む、以下司祭団という）が主宰する。

第5条 河原町教会評議会の評議員

評議員は次のもので構成する。

- (1) 信徒の代表として選出された『役員』 5名
- (2) 各部会の代表者または代理の者 各部会から1名
- (3) 団体の代表者または代理の者 各団体から1名
- (4) (1)(2)(3)以外で司祭団が指名した者 . . 若干名

第6条 河原町教会評議会の開催

河原町教会評議会は、司祭団が評議員を招集して定期的に毎月開催する。なお必要により司祭団の判断によって臨時に開催することができる。第5条に定める評議員以外の評議会への参加は、司祭団の許可を得るものとする。

第7条 河原町教会評議会の審議事項

河原町教会の運営、活動全般に関わる事項について審議決定する。

- (1) 河原町教会の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- (3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認
- (4) 各部会、団体の設置や改変
- (5) 規約および規定等の制定・改定
- (6) その他の重要事項

第8条 河原町教会評議会の審議決定と承認

出席者の合意により、福音の精神による対話を大切にして結論をだし、決定事項は司祭団の承認を経て実行する。なお議決の条件は次による。

- (1) 規約の制定、改定は評議員総数の3分の2以上の賛成による。
- (2) その他の事項は出席者の過半数の賛成による。
- (3) 第5条に定める評議員以外の参加者は全ての案件に対する議決権は有しない。

第9条 役員候補者の選出

役員候補者の選出は、河原町教会に5年以上在籍する信徒の中から

- (1) 20名以上の所属部員を有する部会・団体の推薦を得た被推薦者
- (2) 20名に満たない所属部員を有する部会・団体の場合は、部会・団体を越えて

20名以上の推薦を得た被推薦者
(3) 司祭団の推薦を得た被推薦者
を推薦部会・団体毎に司祭団の承認を得て決定する。

第10条 役員の選出

- (1) 役員の定数は5名とする。
- (2) 役員の任期は1期2年とし、連続して再任はできない。なお1年毎に初年度2名改選、次年度3名改選を繰り返し実施する。
- (3) 第9条で決定した被推薦者を、
 - ・河原町教会所属の信徒の選挙により選出し、司祭団が任命する。
 - ・被推薦者が改選数と同数の場合選挙は実施せず司祭団が任命する。
 - ・被推薦者が改選数に満たない場合、河原町教会評議会で選出し司祭団が任命することができる。
- (4) 年度の途中に役員に欠員が発生した場合、河原町教会評議会で推薦し決定することができる。なお、司祭団が任命する。
- (5) 推薦者および被推薦者ならびに選挙の権利を有する者は、河原町教会に所属する20歳以上の信徒とする。
- (6) 選挙の時期および改選の役員は、河原町教会評議会で審議し決定する。

第11条 役員の任務

- (1) 司祭団と共に河原町教会における『共同宣教司牧』のチームとなって、河原町教会全体の運営について調整する。
- (2) 河原町教会評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行う。
- (3) 河原町教会の代表として、『ブロック会議』や『地区協議会』に派遣される。
- (4) 企画活動を行う。
- (5) 教会の主な活動の実行委員会への参加。

第12条 選挙管理委員会の設置

- 役員を選出するために選挙管理委員会を常設する。
- (1) 選挙管理委員は河原町教会評議会で決定する。
 - (2) 選挙管理委員の定数は、委員長1名を含め5名以上とする。
 - (3) 選挙に必要な選挙人名簿の作成、選挙の方法、および選挙に必要な資料を作成し、河原町教会評議会の承認、司祭団の認可を得て選挙の準備を行う。
 - (4) 選挙を実施しその結果を非公開とし、役員、司祭団と共に審議のうえ、河原町教会評議会に提出する。
 - (5) 選挙管理委員会の詳細は、『カトリック河原町教会選挙管理委員会規定』による。

第13条 部会の設置

河原町教会評議会で決定された方針に従って、活動する執行機関として部会を設置する。

第14条 部会の種類と活動内容

- (1) 教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部を置く。なお部会の業務内容は別に『部会の業務規定』を定めて公示する。
- (2) 上記以外の部会は別に定める『その他部会および任意の団体の業務規定』による。

第15条 部会活動への参加

- (1) 信徒全員が何れかの部会・団体に所属することを原則とする。なお複数部会への所属も可とする。
- (2) 各部会の部員は全信徒に公募する。
なお『財務部』に関しては、業務の性質上、部員は公募せず、司祭団と役員が相談のうえ、司祭団が指名する。
- (3) 各部会・団体の部員の公募は、河原町教会評議会で審議し実施する。

第16条 部会の責任者

- 各部会は部会をまとめる責任者を選出する。
- (1) 部会の責任者の数は部会の業務等により各部会に一任する。ただし最低1名は選出する。なお役員との兼任はできないものとする。
 - (2) 各部会の責任者の選出方法は部会の構成員の中から、部会員の推薦によって選出し、司祭団の承認を得る。
 - (3) 部会責任者の任期は各部会に一任する。
 - (4) 部会の責任者のうち1名を河原町教会評議会の評議員として派遣する。

第17条 部会責任者の業務

- (1) 河原町教会評議会で決定され、司祭団の承認を得た事項で、自部会の業務範囲の事項について、部員に業務の実行を指示、周知する。
- (2) 自部会の年間活動予定、および必要予算(案)を作成し、財務部に提出する。財務部は全部の予算(案)をまとめて河原町教会評議会にはかる。
- (3) 自部会の部員の担当業務別の名簿の作成と管理を行う。
- (4) 年間活動予定に基づき、業務の実行及び予算の管理を行い、その報告を河原町教会評議会に行う。
- (5) 部会会議(周知を含む)を主宰する。また部会会議の準備、議事運営、記録等を行う。

第18条 部会の会議及び周知

- (1) 自部会部員への河原町教会評議会での決定事項、その他必要事項の報告と周知。
- (2) 教会運営、部会運営、その他の事項に関する部員の意見の収集と河原町教会評議会への報告。
- (3) その他部会運営に必要な事項の審議。
- (4) 開催は毎月を原則とする。ただし開催日、方法については部会に一任する。

第19条 任意の団体

任意の目的に従って結成されたもので、その活動を河原町教会のなかで、有機的、補完的に行うものである。なお、部会の仕事を任意の団体に一任することはできない。

第20条 任意の団体の業務

任意の団体は別に定める『その他部会および任意の団体の業務規定』による。なお任意の団体の登録、廃止等は河原町教会評議会にはかる。

第21条 団体の代表者

団体毎に部員の推薦により代表者を選任し河原町教会評議会に届ける。
代表者のうち1名を河原町教会評議会の評議員として派遣することができる。

第22条 会計監査

河原町教会の会計監査を置く。

- (1) 河原町教会の財務全般に関する監査を行う。
- (2) 每年監査を実施し、その結果を河原町教会評議会に報告する。
- (3) 会計監査は2名とし、司祭団と役員が相談のうえ司祭団が指名する。

第23条 小教区総会

名称は河原町教会総会とする。

第24条 総会の構成および性格

河原町教会に所属する信徒の全員が参加する集会で、河原町教会評議会で決定され、司祭団によって承認された事項について、信徒への周知の機会、また信徒が河原町教会の

運営について自由に意見を述べる機会とする。

第25条 総会の開催

- (1) 総会は司祭団が招集する。
- (2) 総会の議事進行は役員が行う。
- (3) 開催時期は年度初めとし毎年1月とする。開催日時は開催月の前月に知らせる。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日、発効 2008年1月1日。

+ ハウト 大家喜直

